



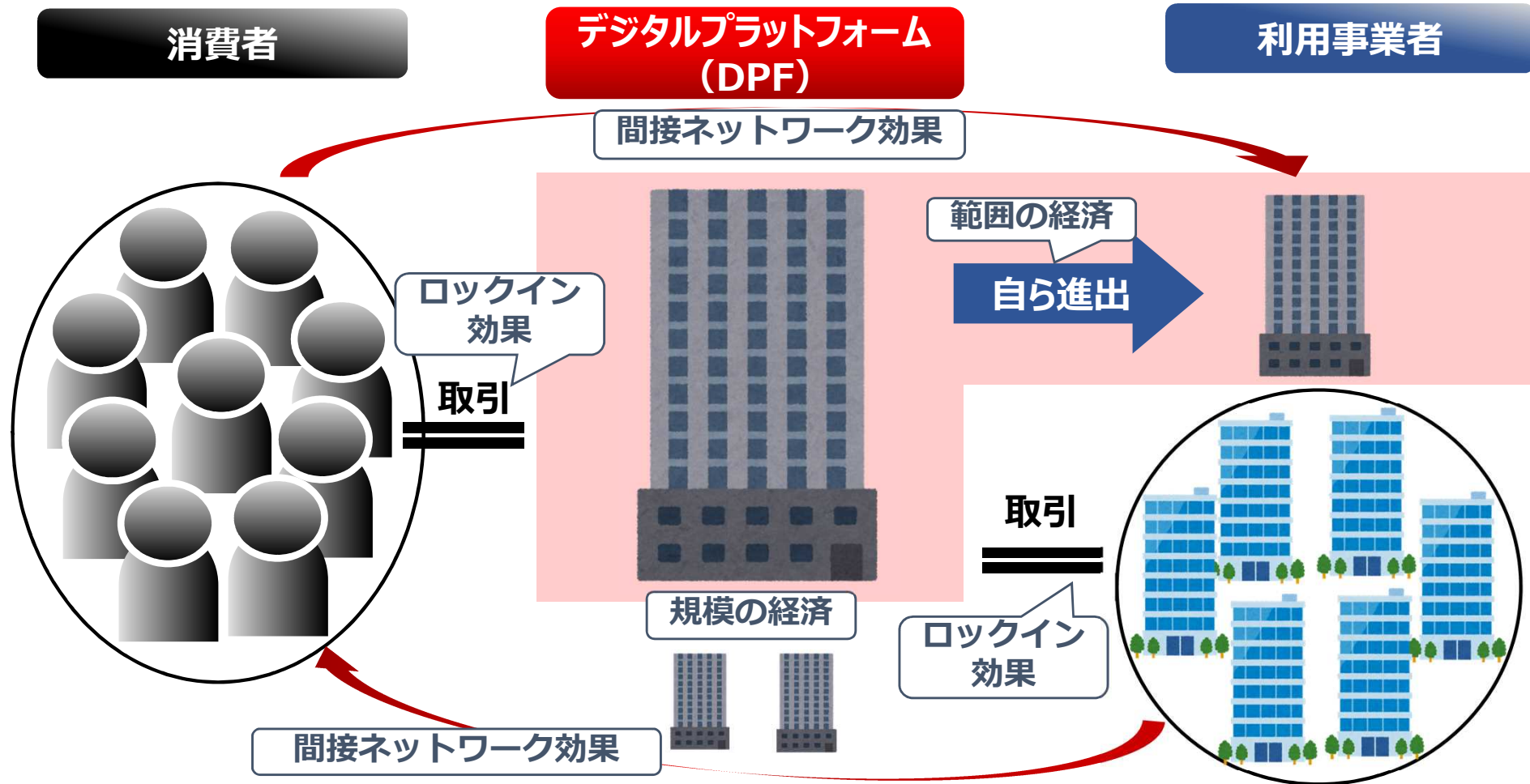
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会のデジタル分野の取組

(2025年6月)

Contents :

- デジタルプラットフォームを巡る問題意識
- デジタル分野に係る公正取引委員会の体制
 - ・ アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化
 - ・ デジタル分野の専門人材の登用
- 公正取引委員会におけるデジタル分野の主な取組
 - ・ エンフォースメント（主な事件審査、主な企業結合）
 - ・ アドボカシー（実態調査の例（コネクテッドTV、モバイルOS、生成AI等））
- 政府全体のルール整備への貢献
 - ・ スマホソフトウェア競争促進法
- 国際連携の例



【 便益 】

- ・利用事業者には新たなビジネスチャンスが提供される。
- ・利用事業者のほか、**規模の経済**や**範囲の経済**を活かしたDPF自らが、様々なサービスを安価（又は**無料**）で提供することで、消費者の利便性が向上。
- ・多面市場に散在する**大量のデータを集積・構造化**し、新たな価値を創出。
⇒**社会に多大な便益をもたらす。**

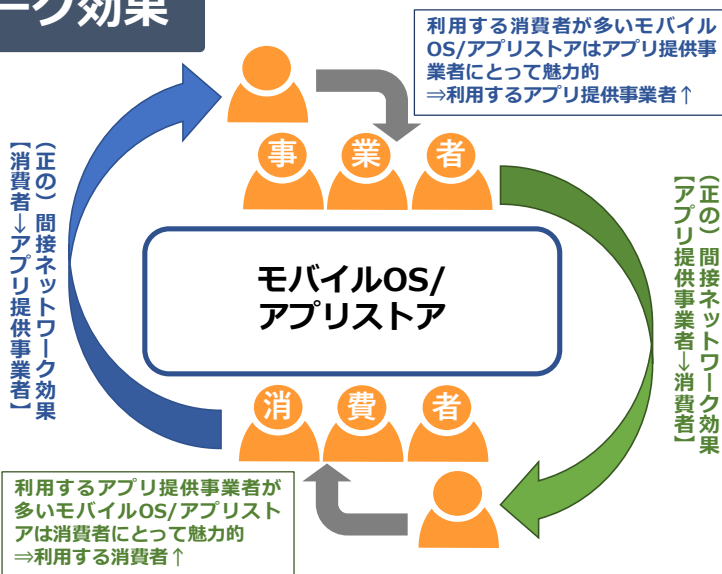
【 弊害 】

- ・**間接ネットワーク効果**、**ロックイン効果**、**規模の経済**などの特徴により、特定のDPFに利用者が集中する一方で新規参入が困難となる傾向にあることから、**独占・寡占**に至り得るとともに、利用者との取引において交渉上優位な立場にもなり得る。
- ・利用事業者と競合するサービスを自ら提供した場合に、**自己優遇**のインセンティブが生じ得る。
⇒**競争上の問題が生じ得る。**

- デジタルプラットフォームに関しては、一定の規模を達成した場合、**間接ネットワーク効果**が十分に生じ、**規模の経済**及び**ロックイン効果**が更に強く働くことで、市場における地位がより強固なものになる。また、**範囲の経済**が働くことで、サービス提供分野の拡大が容易になるという特徴もある。

1. 間接ネットワーク効果

※同じネットワークに属する参加者グループが複数存在し、一方のグループの参加者が増加する際に、他方のグループの参加者の便益が高まる効果（正の間接ネットワーク効果）
※図はモバイルOS/アプリストアの例



2. ロックイン効果

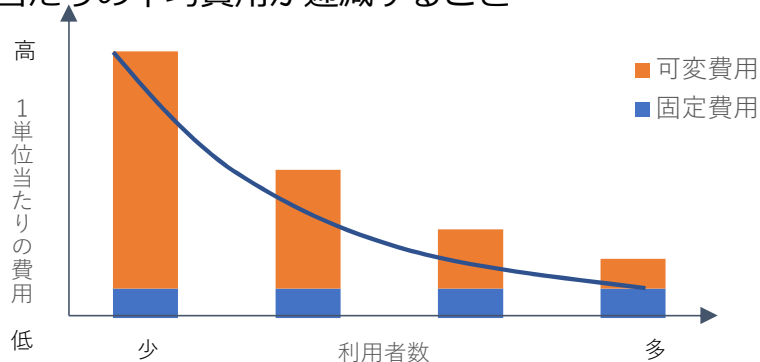
※ある財・サービスの利用者がその利用を止めて別の財・サービスに利用を変更したいと考えたとしても、スイッチングコストや間接ネットワーク効果等の理由により、その変更を行えない状態

※図はモバイルOSの例



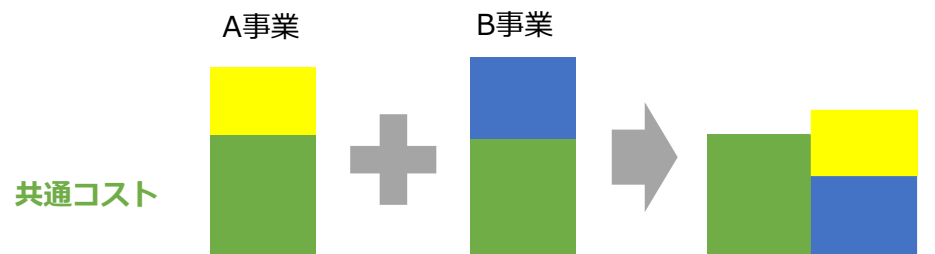
3. 規模の経済

※ある財・サービスの生産量を増やすほど当該財・サービスの1単位当たりの平均費用が逡減すること



4. 範囲の経済

※複数の財・サービスをそれぞれ別の企業で生産するよりも、同一企業がまとめて生産する方が、当該財・サービスの生産費用が小さくなり、効率性が高まること



政策立案 （アドボカシー）

事件審査 （エンフォースメント）

官房デジタル・国際総括審議官による一元的所掌

デジタル市場企画調査室

- デジタル市場についての取引実態の把握
- デジタル市場における競争環境の整備に向けた取引慣行の改善等の提言
- 新たな立法的対応の検討
- デジタル分野の外部専門家との積極連携
- デジタル競争政策の普及啓発

官房参事官（デジタル担当）

- スマホソフトウェア競争促進法の執行を担当
- 事前規制（禁止事項及び遵守事項をあらかじめ規定）の対象となるデジタルプラットフォーム企業（指定事業者）と継続的な対話

審査局長

上席審査専門官（デジタルプラットフォーマー担当）

- デジタルプラットフォーム企業による独占禁止法違反被疑事件の審査を専門的に担当
- デジタル分野における審査のノウハウの蓄積

デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて

4

—アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化—

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を踏まえ、公正取引委員会は、厳正かつ的確な法執行（エンフォースメント）と取引慣行の改善や規制・制度の見直しを提言する唱導（アドボカシー）を「車の両輪」として取り組み、組織全体としてデジタル化等経済社会の変化への対応を強化する。

アドボカシーの実効性の強化

- ・関係府省庁との積極的な対話と戦略的な連携、説得力ある提言、効果的な对外発信、適時適切なフォローアップ等
 - ・実態調査を通じたアドボカシーについて、実態調査の役割、対象分野、実施方法といった基本的な考え方を明らかにし、実態調査に対する幅広い理解・協力を求める
- 目的達成のために必要かつ相当な範囲での独禁法第40条に基づく調査権限の行使、調査の背景や問題意識を明確にした分かりやすい発信 等

エンフォースメントの強化

- ・デジタル市場に係る行為等を中心に、情報収集の必要性がある場合等には、審査の初期段階等であっても事件の概要を公表して広く第三者から情報・意見を募集
- ・事件審査開始の判断のための情報収集が任意の手法では困難な場合、目的達成のために必要かつ相当な範囲で、独禁法第40条に基づく調査権限を行使
- ・取締役会における資料等の内部文書の企業結合審査における活用
- ・経済分析室と連携した経済分析の活用

アドボカシーとエンフォースメントの連携の促進

実態調査を通じて得られた情報・知見の活用

- ・調査票等に申告窓口を明記し、独禁法に違反するおそれのある具体的な事実に係る情報提供の呼びかけ
- ・実態調査で収集した情報を法執行部門で活用する可能性がある場合には、その旨を調査票等に明記する。記載がなくとも、情報提供が行われた場合には、法執行部門での活用について了承を得る

- ・実態調査での取組を通じて提供される情報を積極的に活用するなど、実態調査からシームレスに個別のエンフォースメントにつなげる
- ・実態調査において得られたデジタル市場等に関する最新の知見や分析結果のエンフォースメントでの活用

エンフォースメント発動可能性によるアドボカシーの実効性強化

機能・体制の計画的な充実・強化

専門人材活用を含めた専門的知見に係る人的基盤の拡充など質的な充実と併せ、組織・人員の抜本的な拡充など量的な充実を図ることにより、デジタル・経済分析・審査情報解析・企業結合分野を始めとして公正取引委員会の機能・体制を重点的かつ計画的に強化する。

- 専門性が高く変化の激しいデジタル分野において効果的に競争政策を推進するため、専門人材の登用を通じて最先端の知見を実務に反映。

デジタルスペシャルアドバイザー（DSA）

- 5G、AI、デジタル広告、プライバシー等に係る専門家であるデジタルスペシャルアドバイザー 4名に嘱託
 - ⇒ 各アドバイザーの専門分野の市場動向/技術動向等についての最前線の情報を収集。
 - ⇒ 公正取引委員会が実施する実態調査等について助言を得る。

デジタルアナリスト（DA）

- デジタル分野の外部専門家であるデジタルアナリスト10名の体制
 - ⇒ DSAとは異なり、国家公務員（非常勤職員）として採用。
 - ⇒ DSA同様の業務に加えて、自ら調査企画・立案業務も行う。
 - ⇒ デジタル分野に係る各種データ分析等も企画・実施。

Ⅷ.社会的課題を解決する経済社会システムの構築

4.スマートフォンアプリ等の競争環境の整備

デジタルプラットフォーマーの寡占により、スマートフォン上のアプリストアの手数料が高止まりする等の問題がある中で、スマートフォンアプリ等における公正・公平な競争環境の整備が重要である。このような観点から、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律について、公正取引委員会が、規制対象事業者のほかアプリ事業者等の関係者と円滑にコミュニケーションを取りながら、セキュリティ確保や青少年保護等を図りつつ迅速かつ効果的に運用する。このため、情報技術や情報セキュリティ等の高度な専門人材の登用を進める等、公正取引委員会の体制を質・量両面で抜本的に強化する。

（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6年6月21日閣議決定））

1. 事件審査関係

※社名等一部略称。

- Google LLCに対する排除措置命令（R7.4）
- MCデータプラスに対する排除措置命令（R6.12）
- アマゾンジャパンによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集（R6.11）
- Google LLCから申請があった確約計画の認定（R6.4）
- サイネックス及びスマートバリューから申請があった確約計画の認定等（R4.6）
- エクスペディア・ロジック・パートナー・サービシーズ・サールから申請があった確約計画の認定等（R4.6）
- Booking.com B.V.から申請があった確約計画の認定等（R4.3）
- 楽天（オンラインモール）に対する独占禁止法違反被疑事件の処理（R2.2 緊急停止命令の申立て、R3.12改善措置の実施を確認し審査を終了）
- ユニクエストに対する独占禁止法違反被疑事件の処理（R3.12）
- アップルに対する独占禁止法違反被疑事件の処理（R3.9改善措置の実施を確認し審査を終了）
- アマゾンジャパンから申請があった確約計画の認定（R2.9）

2. 企業結合審査関係

※括弧内は公表日又は9条通知日

- シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収（R7.3）
- TBSホールディングスによるU-NEXTの株式取得（R6.7）
- ゼンリン及びアイシンによるトヨタマップマスターの株式取得（R6.1）
- アマゾン・ドット・コム・インク及びアイロボット・コーポレーションの統合（R6.1）
- アドビ・インク及びフィグマ・インクの統合（R5.12）
- マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合（R5.3）
- セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合（R3.7）
- グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合（R3.1）
- Zホールディングス及びLINEの経営統合（R2.8）

3. ガイドライン関係

- 「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用」に関する独占禁止法上の考え方」の策定（R1.12）
- デジタル分野の企業結合案件に的確に対応するため「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の改定（R1.12）

4. 実態調査関係

- 生成AIに関する実態調査報告書（R7.6）
- タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書（R7.4）
- コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書（R6.3）
- ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書（R5.9）
- フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ調査報告書（R5.3）
- モバイルOS等に関する実態調査報告書（R5.2）
- ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書（R4.6）
- クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書（R4.6）
- 官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書（R4.2）
- デジタル広告分野に関する実態調査報告書（R3.2）
- 共通ポイントサービスに関する実態調査報告書（R2.6）
- 家計簿サービス等に関する実態調査報告書及びQRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書（R2.4）
- 飲食店ポータルサイトに関する実態調査報告書（R2.3）
- オンラインモール・アプリストアに関する実態調査報告書（R1.10）

5. 研究会・検討会関係

- データ市場に係る競争政策に関する検討会（R3.6報告書公表）
- アルゴリズム/AIと競争政策に関する研究会（R3.3報告書公表）
- 業務提携に関する検討会（R1.7報告書公表）

事件名	行為の概要	公取委の対応
Google LLCに対する件 (令和7年4月15日)	①Android端末メーカーとの間で、端末メーカーが製造する端末への「Google Play」と称するアプリストアを初期搭載することについての許諾に併せて、「Google Search」と称する検索アプリなどの自社のアプリをその端末に初期搭載させるなどの契約を締結していること、 ②Android 端末メーカーらとの間で、競争関係にある事業者の検索アプリを搭載しないこと等を条件に、金銭を支払う内容の契約を締結していること により、競争事業者の検索機能を端末に実装させないようにしている。	独占禁止法第19条（不公正な取引方法第12項（拘束条件付取引））の規定に違反するとして、排除措置命令。
株式会社MCデータプラスに対する件に対する件 (令和6年12月24日)	自社が提供するグリーンサイトと称する労務安全サービス（建設業向けクラウドサービス）の優位性が低下するリスクを回避するためには、グリーンサイトに登録された作業員情報等を労務安全サービスを提供する事業に新規に参入してきた他社に流出させないことが不可欠であるとの認識の下、グリーンサイトのユーザーが求める他社の労務安全サービスに移行可能な形式で、作業員情報の提供の要請があった場合に、当該ユーザー自らが登録した作業員情報であるにもかかわらず個人情報保護を理由にするなどし、合理的な理由なく当該作業員情報の提供を拒むなどして、グリーンサイトのユーザーが他社の労務安全サービスへの切替えをしないようにさせている。	独占禁止法第19条（不公正な取引方法第14項（競争者に対する取引妨害））の規定に違反するとして、排除措置命令。
Google LLCに対する件 (令和6年4月22日)	ヤフーとの間で締結していた「GOOGLE SERVICES AGREEMENT」と題する契約を、自社の子会社を通じて変更し、ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引*に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供を制限することで、ヤフーがモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、Google LLCから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。

* 検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者に分配する取引をいう。

事件名	行為の概要	公取委の対応
サイネックス及びスマートバリューに対する件 (令和4年6月30日)	左記2社は、自らのホームページをリニューアルする業務の発注を検討している市町村等に対してそれぞれが行う受注に向けた営業活動において、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が受注競争に参加することを困難にさせる要件を当該業務の仕様に盛り込むよう働き掛けていた。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、左記2社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。
エキスペディア・ロジック・パートナー・サービスズ・サールに対する件 (令和4年6月2日)	宿泊施設の運営業者との契約において、Expediaサイトに掲載する宿泊料金及び部屋数について他の販売経路と同等又はより有利なものとする条件（自社ウェブサイト等の販売経路に係る条件を除く。）を定めるとともに、当該条件の遵守を要請等していた。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、エキスペディアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。
Booking.com B.V.に対する件 (令和4年3月16日)	宿泊施設の運営業者との契約において、Booking.comサイトに掲載する宿泊料金及び部屋数について他の販売経路と同等又はより有利なものとする条件（自社ウェブサイト等の販売経路に係る条件を除く。）を定めるとともに、当該条件の遵守を要請等していた。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、Booking.com B.V.から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。
楽天グループ株式会社に対する件 (令和3年12月6日)	「楽天市場」において、1回の合計の注文金額が税込3,980円以上（一部地域を除く。）の場合に商品の販売価格とともに「送料無料」と表示する施策を実施しようとするに当たり、一部の出店者に対して同施策への参加を余儀なくさせている等の疑いがあった。	公正取引委員会が楽天グループに対して左記問題を指摘したところ、改善措置を講じた旨の報告がなされたため、公正取引委員会において、その内容を検討したところ、左記の疑いを解消するものと認められたことから、今後、同社が改善措置を実施したことを確認した上で本件審査を終了することとした。

事件名	行為の概要	公取委の対応
株式会社ユニクエスト に対する件 (令和3年12月2日)	自社の運営するインターネット葬儀サービスを利用する葬儀社に対し、他のインターネット葬儀サービスを営む事業者と取引することを制限している疑いがあった。	公正取引委員会がユニクエストに対して左記問題を指摘したところ、改善措置を講じた旨の報告がなされたため、公正取引委員会において、その内容を検討したところ、左記の疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了した。
アップル・インクに対す る件 (令和3年9月2日)	iPhone 向けのアプリケーションを掲載する App Store の運営に当たり、App Store Review ガイドラインに基づき、デベロッパーがアプリ内でデジタルコンテンツの販売等をする場合、アップルが指定する課金方法（IAP）の使用を義務付けるなどの行為を実施。	公正取引委員会がアップルに対して左記問題を指摘したところ、同社から、音楽配信事業等におけるリーダーアプリ（ユーザーがウェブサイト等で購入したデジタルコンテンツを専ら視聴等することに用いられるアプリ）についてアウトリンク（消費者を IAP 以外の課金による購入に誘導するボタンや外部リンクをアプリに含める行為）を許容することとし、ガイドラインを改定すること等の申出がなされ、左記問題を解消するものと認められたことから、今後、同社が改善措置を実施したことを確認した上で本件審査を終了することとした。
アマゾンジャパン合同 会社に対する件 (令和2年9月10日)	取引上の地位が自社に対して劣っている疑いのある納入業者（本件納入業者）に対し、在庫補償契約を締結することにより、当該契約で定めた額を、本件納入業者に支払うべき代金の額から減じるなどの行為を実施。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、アマゾンジャパンから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。なお、当該計画が実施されることにより、本件納入業者のうち約1400社に対し、総額約20億円の金銭的価値の回復が行われた。

事件名	公取委の対応
シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収 （令和7年3月；排除措置命令を行わない旨の通知）	【審査の観点】 当事会社グループの統合によって、競争に大きな影響が生じる可能性があると考えられる半導体設計解析ソフトウェア及び光学設計用ソフトウェアに係る各市場のうち、①半導体設計解析ソフトウェア市場における水平型企业結合、②同市場における混合型企業結合（関連性のある製品同士の商品拡大）及び③光学設計用ソフトウェア市場における水平型企业結合において競争を実質的に制限することとなるか審査を実施。 【問題解消措置】 上記の審査の観点のうち、①及び③について当事会社グループから以下の問題解消措置を講ずる旨の申出があった。 ①への対応：アンシス・インクのRTL消費電力解析ソフトウェア事業（半導体設計解析ソフトウェア事業の一部）を売却する。 ③への対応：シノプシス・インクの光学設計用ソフトウェア事業を売却する。 ※事業売却先は、どちらの事業も電子設計及びテストソリューション提供会社であるキーサイト（米国）である。 【審査結果の概要】 ①については、当事会社グループがいずれも提供している半導体設計解析ソフトウェアは10製品であるところ、うち9製品は問題ないと判断。一方、RTL消費電力解析ソフトウェア（デジタルチップ）市場においては当事会社グループの合算シェアは1位となり、参入圧力並びに隣接市場及び需要者からの競争圧力が限定的であるものの、上記問題解消措置を前提とすれば、同市場において競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。 ②については、相互運用性の遮断・低下による市場閉鎖、組合せ供給による市場閉鎖、潜在的競争の消滅といった問題が生じることとはならないと考えられることから、競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。 ③については、当事会社グループの合算シェアが1位となり、参入圧力及び隣接市場からの競争圧力が限定的であるものの、上記問題解消措置を前提とすれば、同市場において競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

事件名	公取委の対応
TBSホールディングスによるU-NEXTの株式取得 (令和6年7月；主要な企業結合事例内で公表)	【審査の観点】 当事会社グループが営む事業の間で競争関係又は取引関係にあるものは複数存在するところ、本件行為により競争上の影響が生じうる企業結合の形態として、①映像コンテンツ制作事業及び映像コンテンツ配信事業における水平型企業結合並びに②映像コンテンツ制作事業を川上市場、映像コンテンツ配給事業、映像コンテンツ配信事業及び多チャンネル有料放送事業をそれぞれ川下市場とする垂直型企業結合、川上市場を映像コンテンツ配給事業、川下市場を映像コンテンツ配信事業とする垂直型企業結合などについて重点的に審査を実施。 なお、本件は、届出基準を満たさないが、TBSホールディングスから相談を受けたことで審査を行ったもの。 【審査結果の概要】 ①需要者からの競争圧力や、複数の競争事業者が存在すること等から、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。 ②当事会社グループに投入物閉鎖や顧客閉鎖を行う能力がないこと等から、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。
ゼンリン及びアイシンによるトヨタマップマスターの株式取得 (令和6年1月；排除措置命令を行わない旨の通知)	【審査の観点】 当事会社グループが営む事業の間で競争関係又は取引関係にあるものは複数存在するところ、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた①カーナビD B事業及びネットD B事業における水平型企業結合並びに②川上市場をカーナビD B事業、川下市場をカーナビソフト事業とする垂直型企業結合などについて重点的に審査を実施。 【審査結果の概要】 ①当事会社グループの地位や競争者の状況、隣接市場及び需要者からの競争圧力を総合的に検討し、隣接市場や需要者の競争圧力が働くこと等から、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと認められないと判断した。 ②当事会社グループには顧客閉鎖を行う能力がないと考えられることや、隣接市場及び需要者からの競争圧力が働くこと等から、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと認められないと判断した。

事件名	公取委の対応
マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合 (令和5年3月；排除措置命令を行わない旨の通知)	【審査の観点】 当事会社グループのうち、特にマイクロソフトグループの事業は多岐にわたるところ、本件行為により競争に与える影響が大きいと考えられた企業結合の形態として、①ゲームコンソール向けゲーム開発・発行事業を川上市場、ゲームコンソール向けゲームの買切り型配信事業を川下市場とする垂直型企業結合及び②ゲームコンソール向けゲーム開発・発行事業を川上市場、クラウドゲーミングサービス提供事業を川下市場とする垂直型企業結合などについて重点的に審査を実施。 【審査結果の概要】 ①については、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当し、②については、競争事業者が存在し、ゲームはデジタル形式で配信されるため、供給余力が不足することになるとは考え難いことなどから、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。
セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合 (令和3年7月；排除措置命令を行わない旨の通知)	【審査の観点】 セールスフォース社が提供する商品・役務である「CRMソフトウェア」とスラック社が提供する商品・役務である「ビジネスチャットサービス」は、いずれも企業を需要者として、相互に一定の補完性を有しており、それぞれ、第三者の提供するアプリ等と統合して利用することが可能であるところ、本件においては、競争事業者に対するAPIの提供拒否、組合せ供給、秘密情報の交換等が日本全国のビジネスチャットサービス市場等における競争に与える影響の程度を考慮して審査を実施。 【審査結果の概要】 競争事業者の存在、排除効果の及ぶ可能性のある範囲が僅かであること等から、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

事件名	公取委の対応
グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合 (令和3年1月；審査終了)	【審査の観点】 グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合によって、競争上の懸念を生じ得ると考えられる、①腕時計型ウェアラブル端末用OSの提供拒否等、②スマートフォン用OS（Android OS）の提供拒否等、③健康関連データの提供拒否等、④健康関連データのデジタル広告関連事業への利用等について、日本全国の腕時計型ウェアラブル端末市場等における競争を実質的に制限することとなるかという観点から審査を実施。 なお、本件は、届出要件を満たさないが、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、本件行為が国内の需要者に影響を与えると思込まれたことから審査を行ったもの。 【問題解消措置】 ※当事会社グループから、当委員会と欧州委員会に対してほぼ同じ内容の問題解消措置を申出。 上記の審査の観点のうち、②～④について、以下の問題解消措置を講ずる。 ②への対応：本件行為実行日から10年間、腕時計型ウェアラブル端末メーカーに対し、Android APIの機能を提供し、Androidスマートフォン端末と腕時計型ウェアラブル端末との相互接続性を維持する。 ③への対応：本件行為実行日から10年間、当事会社グループが提供するWeb APIを通じたAPI利用による健康関連データベースへのアクセスを、アクセス料を無料で維持する。 ④への対応：本件行為実行日から10年間、 ・健康関連データをGoogleグループの デジタル広告関連事業に使用しない。 ・健康関連データについて、Googleグループ内の他のデータセットからの分離を維持する。 【審査結果の概要】 ①については、グーグルグループ以外に、腕時計型ウェアラブル端末用OSを無償でライセンスする競争事業者が存在し、川下市場の腕時計型ウェアラブル端末メーカーは切替え容易であることから、競争を実質的に制限することとならないと判断した。また、②～④については、当事会社グループが申し出た問題解消措置を講ずることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

事件名	公取委の対応
Zホールディングス株式会社及びLINE株式会社の経営統合 (令和2年8月；排除措置命令を行わない旨の通知)	【審査の観点】 当事会社グループが競合又は取引関係に立つ取引分野のうち、特に本件統合による影響を大きく受けると考えられる3事業（ニュース配信事業、広告関連事業、コード決済事業）に係る市場について、重点的に審査を実施。 【問題解消措置】 コード決済事業について、現時点において直ちに競争を実質的に制限することとなるとはいえないが、排他的な取引条件の取扱い、データの利活用等の統合後における当事会社グループの行動や今後の市場の状況等によっては、ある程度自由に、価格等の条件を左右することができる状態が容易に現出し得るおそれがあるという懸念を払拭しきれないと考えられたため、当事会社グループに対してその点を指摘。これを受け、当事会社グループから以下の措置を講ずる旨の申出があった。 ①データの利活用の状況等に係る定期報告及び必要な措置の検討 ・加盟店手数料、データの利活用等のコード決済事業に関する事項を3年間報告する。 ・競争上の懸念が生じた場合は当委員会と協議し対応策を検討する。 ②加盟店に対する排他的な取引条件の撤廃 ・実行日時点までの排他的な取引条件を撤廃。 ・実行日から3年間は排他的な取引条件を課さない。 【審査結果の概要】 ニュース配信事業、広告関連事業については、有力な競争事業者の存在等から、競争を実質的に制限することとはいえないと判断。また、コード決済事業についても、当事会社グループが申し出た問題解消措置を講ずることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

エンフォースメントの強化に係る取組 ―企業結合審査における第三者からの情報・意見の募集―

- デジタル分野の案件を中心に、複雑かつ急速に変化する市場状況において、より広く第三者からの意見を収集する必要があると考えられるような企業結合案件については、**第2次審査の開始の如何を問わずに、必要に応じて、第三者から意見聴取する旨公表し、情報・意見を募集**する（令和4年6月16日公表）。

■ マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合

（募集期間：令和4年6月16日～同年7月15日）

※マイクロソフト・コーポレーション（本社米国）又はアクティビジョン・ブリザード・インク（本社米国）をそれぞれ最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、共にゲーム関連事業を営んでいる。

■ グーグル・エルエルシー及びマンディアント・インクの統合

（募集期間：同上）

※グーグル・エルエルシーの最終親会社であるアルファベット・インク（本社米国）と既に結合関係が形成されている企業の集団（グーグルグループ）は、主にデジタル広告事業、インターネット検索事業、クラウドサービス事業、ソフトウェア提供事業及びハードウェア提供事業を営んでいる。

※マンディアント・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団（マンディアントグループ）は、サイバーセキュリティ事業を営んでいる。

■ アドビ・インク及びフィグマ・インクの統合

（募集期間：令和5年4月10日～同年5月9日）

※アドビ・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、主に画像やイラスト等のデジタル・コンテンツの作成に係るソフトウェア事業を営んでいる。

※フィグマ・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、ウェブサイト及びアプリのデザイン並びにオンラインホワイトボードに係るソフトウェア事業を営んでいる。

■ シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収

（募集期間：令和6年7月26日～同年8月30日）

※シノプシス・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、主に半導体チップの回路設計及びレイアウト設計等（Electronic Design Automation）に用いられるソフトウェアの製造販売業を営んでいる。

※アンシス・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、コンピュータ上で様々なシミュレーションを行うことにより、実際に試作や実験を行わなくても、製品の構造強度や熱の分散等の工学的問題を解析することができるソフトウェア（Simulation & Analysisソフトウェア）の製造販売業を営んでいる。

調査趣旨

- 近年、若年層を中心にテレビ放送の視聴時間が約10年間で**30～40%**減少する一方、**動画配信サービスの利用率**は、**17.4%**（2019年度）から**52.1%**（2022年度）と、**コロナ禍の時期に急増**。
- 動画配信サービス等を利用する機器として、「**コネクテッドTV**」（**スマートテレビ又はストリーミングデバイス**）が普及。スマートテレビの普及率は**18.0%**（2016年）から**32.7%**（2021年）に、ストリーミングデバイスの普及率は**8.9%**（2016年）から**33.7%**（2023年）に上昇。
- こうした状況の下、コネクテッドTVの機能を制御する基本ソフトウェアであるテレビ向けOSを提供する**Amazon・Googleの支配力が強まってきていることへの懸念**などの指摘。
- 動画配信サービス提供事業者等が**不当に排除**される、**不当に不利益**を受けるなどにより、**多様で良質なコンテンツの配信が損なわれ**、ひいては**消費者に不利益**が生じるおそれ。

コネクテッドTV及び動画配信サービス等の実態に関する調査を実施。

調査方法

消費者アンケート

実施日：R5.7.10
対象：動画配信サービス等の利用者
回答者数：4,000名

事業者アンケート

対象：動画配信サービス提供事業者
発送先数：26社
回答者数：22社（回答率84.6%）

聴取調査

- ・関係事業者43社に対するヒアリング等を実施
- ・Amazon及びGoogleに対し書面による意見聴取
- ・関係省庁1機関に対しヒアリングを実施

国際協力

インド競争委員会及び韓国公正取引委員会との間で意見交換等を実施

コンテンツ

動画配信サービス

テレビ向けOS

デバイス

競争状況の評価	寡占化しやすい市場とまではいえないが、今後、経営統合等を通じて特定の事業者が独占的・寡占的地位を有するようになった場合、当該事業者の交渉力が現状より増大する可能性あり。		
コンテンツの対価等を巡る課題	①コンテンツの対価	独占禁止法上の考え方 ・主要な事業者は、優越的地位にある可能性あり。 ・一方的に著しく低い対価を設定し、不当に不利益を与えた場合、独禁法上問題あり。	競争政策上望ましい対応 ・対価の設定において十分な交渉を行う。 ・ユーザーの視聴状況等に係る情報提供を行う。
	②YouTubeの広告収益の配分		
	③視聴データ等の共有		
その他の課題	①著しく低い利用料の設定	・事業活動を困難にさせるおそれがある場合、独禁法上問題あり。	・変更内容を事前に通知の上、十分に協議する。 ・事前に十分に協議した上で、十分な猶予期間を設ける。
	②動画配信サービスと別サービスとの組み合わせ	・競争者の取引機会の減少・競争者排除の場合、独禁法上問題あり。	
	③サービスやルール等の変更		
競争状況の評価	Amazon及びGoogleの2社がシェアの大半を占めるとともに、一旦寡占化が進行するとそれが維持されやすいと考えられ、将来的にこれら2社の市場に対する影響力が強まる蓋然性あり。		
自社優遇を通じた競争者排除 (競合する動画配信サービス提供事業者の排除)	①ランキングやおすすめ表示等	独占禁止法上の考え方 ・競争者の取引機会の減少・競争者排除の場合、独禁法上問題あり。	競争政策上望ましい対応 ・アプリ配置順等の基準を可能な限り開示し、自社と他社とで同等の条件を適用する。 ・社内における部門間での情報遮断措置を採る。
	②アプリ配置順やプリインストール		
	③競合サービスの提供制限		
	④データの収集・利用		
	⑤リモコンボタンの設置		
不当に不利益を与える行為	①アプリ内広告に対する手数料徴収 (Amazonによるポリシー変更含む)	・Amazon及びGoogleは、優越的地位にある蓋然性あり。 ・一方的な不利益変更・要請を行い、不当に不利益を与えた場合、独禁法上問題あり。	・事前に十分に協議した上で、十分な猶予期間を設ける。 ・課金システム利用の選択、他社課金システムへの誘導を許容する。
	②新規機能の開発等の要求		
	③自社課金システムの利用要求		

調査の趣旨・意義

- 新型コロナウイルス感染拡大も受け、経済のデジタル化はより一層進展。人々が多様なデジタルサービスにアクセスする際、主要な接点／入口となるのがスマートフォン。
 - ・消費者にとってスマートフォンは生活必需品となっており、スマートフォン利用率（全年代）は**95.3%**（2021年）
 - ・スマートフォン等のモバイル機器の利用時間（全年代、平日）も、**37.6分**（2012年）から**110.0分**（2021年）に増加
- スマートフォン上のアプリやスマートフォンと連携して用いられる商品を通じてサービスを提供するためには、モバイルOS及びアプリストアといったアプリ流通ルートへのアクセスが必須。
- モバイルOSやアプリ流通ルートの競争の実態を把握することは、これらの市場（モバイルOS市場、アプリ流通サービス市場）に加えて、スマートフォン上で提供されるアプリや、スマートフォンと連携して用いられる商品の市場（アプリ市場その他周辺市場（※））も含め、競争環境を整備する観点からも非常に重要。

（※）スマートフォンと連携して用いられる商品（スマートウォッチ、スマートスピーカー等）の市場については周辺市場とし、アプリ市場と併せて「アプリ市場その他周辺市場」として捉える。

【調査（競争環境の評価）対象市場】

モバイルOS市場

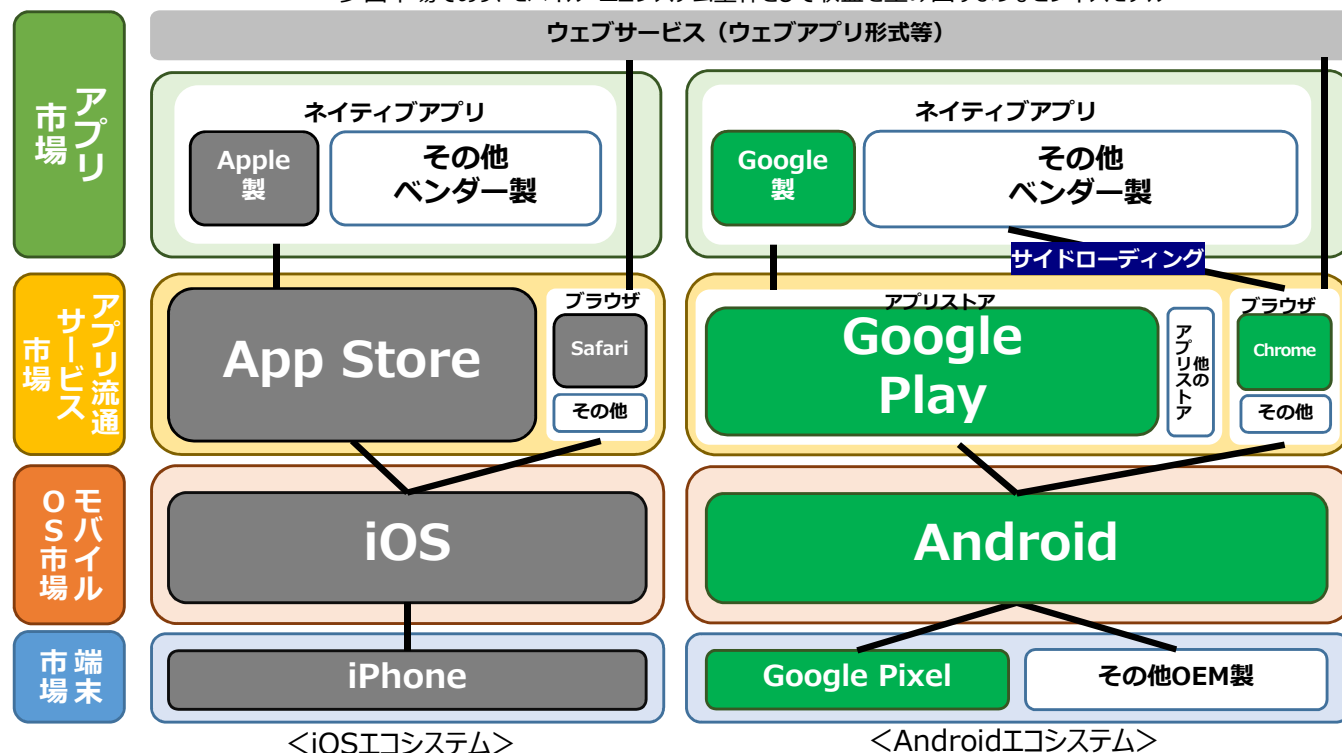
アプリ流通サービス市場

- ・これらの市場において有効な競争が働いているかどうかや、モバイルOS市場とアプリ流通サービス市場の競争状況がアプリ市場その他周辺市場の競争に与える影響等について調査。

市場の状況

モバイルOSを中心としたエコシステム（モバイル・エコシステム）

- ・スマートフォンユーザーと多くの商品・サービス提供事業者とをつなぐため形成されたレイヤー構造
- ・多面市場であり、モバイル・エコシステム全体として収益を生み出すようなビジネスモデル



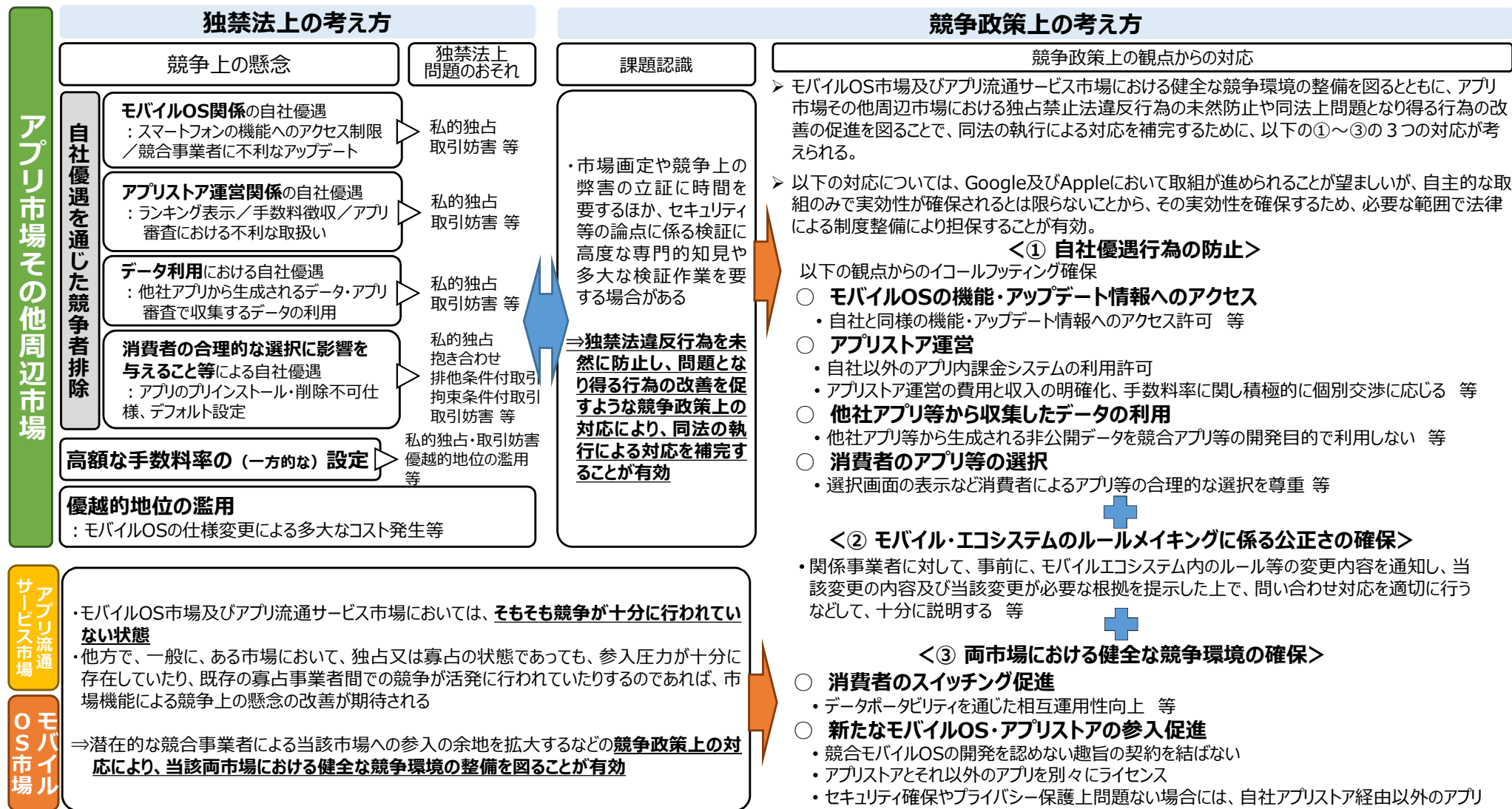
競争環境の評価

- アプリ市場その他周辺市場においては、新しいアプリや商品が誕生しており、競争が一定程度行われている状況

Google・Appleは、モバイルOS提供・アプリストア運営を行いながら、アプリ市場その他周辺市場において他の事業者と競合（二重の立場）

- モバイルOS市場・アプリ流通サービス市場においては、Google・Appleが提供するモバイルOS・アプリストアに対し、十分な競争圧力が働いていない

- モバイルOSのシェア（端末ベース）
Android：53.4% iOS：46.6%
- アプリストアのシェア等
・Google Play：約1兆400億円、App Store：約1兆5900億円（売上高）
・iOSにおけるApp Storeのシェアは100%
・AndroidにおけるGoogle Playのシェアは90%台後半と推定

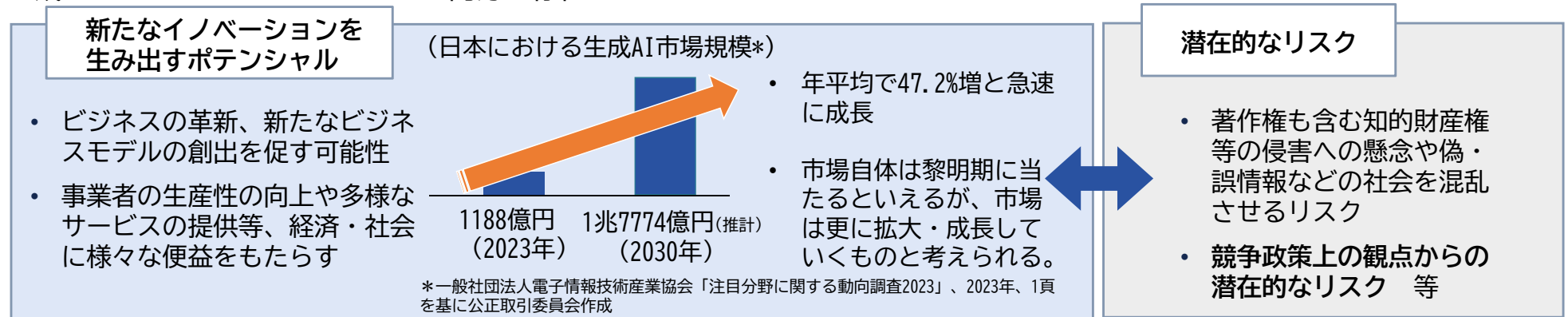


公正取引委員会の今後の対応

- モバイルOS提供事業者又はアプリストア運営事業者に関し、**独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、引き続き厳正・的確に対処**する。
- モバイル・エコシステムにおける競争環境の整備のための対応に関し、それらの実現に向け、報告書の内容について周知を行うとともに、引き続き、内閣に設置された**デジタル市場競争本部や関係省庁等との連携・協力に積極的に取り組み、競争環境を整備**する。
- スマートフォン以外の商品・サービスを中心とした**新たなエコシステムに関する動向についても注視**し、必要に応じて実態調査を行い、消費者利益を勘案しつつ独占禁止法・競争政策上の問題を明らかにする。
- 様々なレベルで**各国・地域の競争当局等との意見交換**を行い、また、ICN（国際競争ネットワーク）、OECD（経済協力開発機構）等の場も活用しながら、**海外関係当局と継続的に連携**し、競争環境を整備する。

1. 実態調査開始の経緯

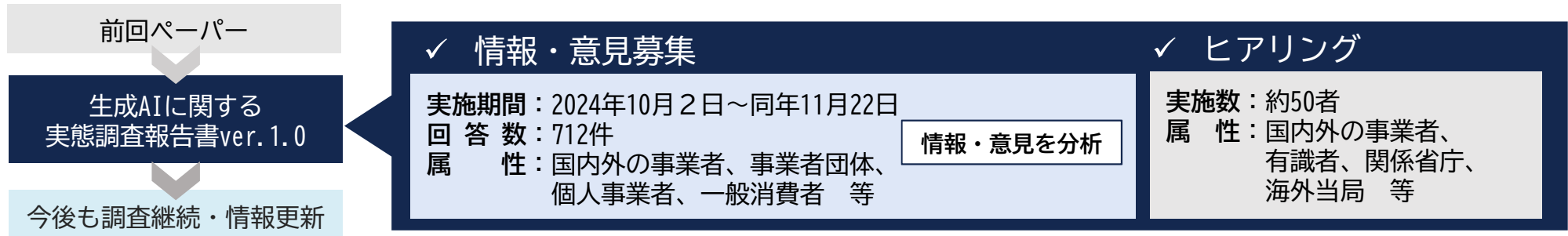
- ✓ 生成AIにはメリットとデメリットの両方が存在



公正取引委員会は、我が国の生成AI関連市場における公正かつ自由な競争環境を維持し、生成AIの持続的な進展を確保することにより、更なるイノベーションを生み出す観点から、また、生成AIを健全な形で経済社会に実装する観点も踏まえ、生成AI関連市場の実態を把握するための調査を開始。同調査は、現状の生成AI関連市場の流動的な状況を踏まえ、従来の実態調査よりもアジャイルに迅速かつ柔軟な方法で進めることとした。

2024年10月、関係各方面から広く情報・意見を募集するため、ディスカッションペーパー「生成AIを巡る競争」（前回ペーパー）を公表。

2. 情報・意見を募集した結果等を踏まえた報告書の公表



公正取引委員会は、急速に動く市場状況を踏まえ、前回ペーパーをアップデートする形で「生成AIに関する実態調査報告書ver. 1.0」（本報告書 ※）を取りまとめた。今後も調査と情報更新を継続していく方針である。

（※）本報告書は最終的なものではなく、現時点版としての公表であるため、タイトルに「ver. 1.0」と明記している。

1 インフラストラクチャーレイヤー

(1) 計算資源 (GPU等)

- ◆ 生成AIモデルの開発には、十分な量の半導体チップが不可欠。
- ◆ NVIDIA製GPUは高い性能とCUDAなどの充実した開発環境により、グローバルGPU市場の約80%のシェアを占めている。また、同GPUの入手困難な状況は供給の増加等により変化している。

学習段階・・・膨大な計算を効率的に処理するため、並列処理に優れたNVIDIA製GPUが主流。

推論段階・・・学習ほどの計算能力は必要なく、低消費電力・高速処理に対応した多様な半導体チップの開発が進み、スタートアップ企業などによる参入も見られ、学習段階よりも競争は活発化。

(2) データ

- ◆ 生成AIの開発においては、データの需要は、使用する場面や用途によって異なり、量だけではなく質が重要視されることもある。

汎用型・・・大量のデータが必要とされる。

特化型・・・用途に応じた高品質なデータが重視される。

- ◆ データには様々な種類があるところ、近年ウェブ上のオープンデータの枯渇が懸念され、合成データの活用やデータの質の向上が進められている。
- ◆ 学習データの偏在による競争優位性の有無については、ビッグテック企業が優位との指摘がある一方、その優位性は限定的との指摘がある。
- ◆ 日本においては、ビッグテック企業との差別化という観点からも日本語特化型モデルの開発が注目されており、高品質な日本語データの確保が重要視されている。

(3) 専門人材

- ◆ 生成AIの発展に伴い、高度専門人材の需要が急増。ビッグテック企業は、資金力や計算資源等の面で優位にあるが、スタートアップ企業等への移籍など高度専門人材の流動性も一定程度存在する。
- ◆ 一方で、国内事業者は報酬や研究開発リソースでの競争力に課題があり、人材確保に苦戦する場面もある。ただし、ローカル人材の活用など、地域的な強みを生かす可能性も指摘されている。

2 モデルレイヤー

- ◆ 汎用型の大規模言語モデルの開発には膨大な計算資源・データ・専門人材が必要とされるため、資本力や技術力の豊富な企業が優位とされている。一方、国内企業やスタートアップ企業等を中心に、他社が提供する基盤モデル等を利用し、日本語性能の強化や医療・金融などの特定用途への特化によって差別化を図っている。
- ◆ 中国のDeepSeek社のモデルは、その安全性等の懸念が報じられているものの、米国の株式市場などに大きなインパクトを与えた。
- ◆ 異なるタイプのデータを統合して処理するマルチモーダルAIへと主流が進化したり、蒸留やMixture of Experts (MoE) といった効率化技術も注目されており、今後の技術革新次第では競争構造が大きく変化する可能性がある。

3 アプリケーションレイヤー

- ◆ アプリケーションレイヤーでは、多様な事業者が参入し競争が激化している。既存のデジタルサービスとの機能統合やAIエージェントの登場により、国内外での活用が進む。

4 その他レイヤーにまたがる事項

- ◆ クラウドサービス：生成AIの需要拡大により、GPUサーバーなどの需要が増加し、クラウドサービス市場では競争が活発に行われているとの指摘はあるが、大手クラウドサービス提供事業者3社のGPUクラウドの日本市場シェアが高く、先行する海外事業者を中心に競争が行われている。
- ◆ 開発環境等の切替え・移行：生成AIモデルの開発において、ハードウェアやクラウド環境の変更などは、多大なコストや工数が発生するため、切替えが容易ではないとの指摘がある。一方で、切替えは簡単に行える等の指摘もある。
- ◆ オープンソース／クローズドソース：競争政策の観点から、オープンソースかクローズドソースのいずれが望ましいかは一概に言いえないが、多様な選択肢が確保されていることが重要である。
- ◆ パートナーシップ：生成AI関連市場では、事業者間のパートナーシップが活発に行われており、特にビッグテック企業とスタートアップ企業との連携が進んでいる。パートナーシップについては、競争を高める可能性がある一方、競争を弱める可能性の指摘もある。

- ✓ 情報・意見の募集及び事業者等からのヒアリングにおいて、前回ペーパーで示した論点のうち、特に競争上の懸念等を示す意見が寄せられた「アクセス制限・他社排除」及び「抱き合わせ」について、生成AI関連市場における状況も踏まえ、独占禁止法上・競争政策上の考え方を整理した。

1 アクセス制限・他社排除

（半導体チップのアクセス制限に関する意見）

※半導体チップのアクセスを制限する具体的な行為を示す意見は現時点においては寄せられなかった。

- ◆ 当社としては、幅広い企業に対して当社の半導体を提供することにインセンティブがある。例えば、当社の半導体を少数の企業だけに提供し、他の企業からのアクセスを制限した場合、そのような少数の企業から取引を切られてしまえば当社は終わりであるため、そのようなアクセス制限を行うことは当社にとってメリットがない。誰もが半導体にアクセスできるメリットを享受できる体制が当社にとってのベストである。【海外半導体事業者】

（モバイルOSのアクセス制限に関する意見）

- ◆ 生成AIモデルをデバイス上で動作させるためにはモバイルOS上の特定のソフトウェアにアクセスする必要がある。サードパーティーの生成AIモデルの開発事業者が当該ソフトウェアにアクセスできなくなると、個別の対応が必要となり、非常にコストが掛かる。他にも、デバイス上でAIモデルを動作させるにあたって多くの課題が懸念される。今後、こうした制限により、デバイス上で生成AIモデルを動かすにあたって、ユーザー、デバイスメーカー及びAIモデル開発者が意味のある選択肢を持つことや、モデル開発事業者が重要なデジタルインフラストラクチャー、データやその他に対して差別なくアクセスができなくなり、競争上の不利益が生じることを懸念している。【海外事業者】

（上記意見等に対する意見）

- ◆ 当社では、当社のオンデバイス生成AIモデルをサポートするための特定の非OSソフトウェアを提供しており、このソフトウェアは、当社のオンデバイス生成AIモデルの提供を目的としたデバイスだけに配布される。しかし、このことは、サードパーティーのオンデバイス生成AIモデルを動作させることが難しいということを意味するものではない。実際、サードパーティーのオンデバイス生成AIモデルは、フレームワーク等のツールを利用することで、特定のソフトウェアを介さず端末上で機能することができる。これは、OEMやアプリ開発者が、特定のソフトウェアに依存せずに端末と統合可能な、独自のオンデバイスモデルをリリースしているという事実により証明される。【海外モデル開発事業者】

《独占禁止法上の考え方》

- 一般に、計算資源（GPU等）、データ、専門人材などの市場において強固な地位を構築している事業者が、例えば前記に挙げた行為などアクセスを制限することにより、新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれ（市場閉鎖効果）が生じるときには独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不公正な取引方法・一般指定14項（競争者に対する取引妨害）等）。

2 抱き合わせ

（既存のデジタルサービスと生成AIプロダクトの統合に関する意見）

- ◆ 当社と競合関係にあるA社（デジタルサービス市場で有力な地位を有している。）は、同社の既存のデジタルサービス製品に同社が開発した生成AIプロダクトを統合して販売している。A社のデジタルサービス製品は、既に企業顧客の間で支配的な地位を占めているため、このような抱き合わせ行為により、A社が生成AIサービス市場においても大きな流通の優位性をもたらし、生成AIサービスを提供する競合他社にとって競争が難しくなると予想している。【海外モデル開発事業者】
- ◆ 当社は今後、生成AIプロダクトを販売していこうと考えているが、既に生成AIプロダクトを販売している企業の中には、自社の既存のデジタルサービス製品と生成AIプロダクトを統合して提供しているところがある。こうした行為によって、当該生成AIプロダクトを使用しているユーザーにとっては、アプリケーションとの連携やセキュリティとの関係もあり、後発企業の生成AIプロダクトを簡単には導入してもらいにくい状態にあるのではないかと考えており、今後の課題の一つとして捉えている。【国内モデル開発事業者】

（上記意見等に対する意見）

- ◆ 自社プロダクトを自社サービス上で提供することは至極当然であり、他社プラットフォームや他社サービスへ対応させることには開発維持コストが掛かることから、自社製品の抱き合わせ状態は避けられず、そのサービスやプラットフォーム上で別の選択肢が存在することが重要に思われる。【国内モデル開発事業者】
- ◆ 当社が既存の自社SaaSサービスに統合している生成AI機能は、飽くまで当該サービスの機能を向上させるための機能拡張であり、別製品ではない。そのため、そもそも抱き合わせ販売とはいえないと考える。加えて、全ての主要な商用ソフトウェアやSaaS提供事業者は生成AIを活用した機能を自社のソリューションに組み込んでいる。多くの競合する有力な生成AI開発事業者とSaaSソリューション全般が存在していることから、当該統合が最先端のソリューションを求める消費者の需要に応えるものであり、極めて競争を促進する行為であると考えている。【海外モデル開発事業者】
- ◆ 生成AIモデルの継続的な機能向上は、顧客へのサービスを向上させるため、全く新しいユースケースや新しいクラスのアプリを可能にするだけでなく、既存のデジタルサービスにも新たな競争の次元をもたらしている。【海外モデル開発事業者】

《独占禁止法上の考え方》

- ・ 一般に、生成AIモデル提供事業者が、特定のデジタルサービス市場において強固な地位を有している場合、当該デジタルサービスに生成AIモデルを統合して新たなデジタルサービスとして利用者に提供することにより、生成AIモデルを提供する事業者や新規に生成AIモデルの提供を開始しようとする事業者にとって、取引先である利用者を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、既存の競争者や新規参入者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれ（市場閉鎖効果）が生じるときには、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不公正な取引方法・一般指定10項（抱き合わせ販売等））。

3 その他の論点

- ・ その他の論点（自社優遇、生成AIを用いた並行行為、パートナーシップによる高度専門人材の獲得）については、前回ペーパーで例示したような行為を示す意見は現時点においては寄せられなかった。

公正取引委員会としては、こうした考え方も踏まえ、今後も引き続き市場の動向を注視し、実態調査を継続する。
（公正取引委員会ウェブサイトにて「生成AIに関する情報募集フォーム」を開設）

公正取引委員会

デジタル市場競争会議

(事務局：内閣官房)

ルール整備の状況

**オンラインモール・アプリストア
の実態調査報告書**
(令和元年10月)



**デジタルプラットフォーム取引透
明化法案**の方向性の決定
(令和2年1月)



・**同法成立** (令和2年5月)
・オンラインモール・アプリストア分野を対象と
して運用開始 (令和3年4月)

**デジタル広告分野の実態調
査報告書**
(令和3年2月)



デジタル広告分野の競争評価
→同分野をデジタルプラットフォーム取引透
明化法の対象に追加する方針を決定
(令和3年4月)



・**デジタル広告分野を同法の対
象に追加**
・デジタル広告分野における対象事業者を
指定し運用開始
(令和4年10月)

**モバイルOS等に関する実態
調査報告書**
(令和5年2月)



**モバイル・エコシステムに関する
競争評価 最終報告**
(令和5年6月)



・**スマホソフトウェア競争促進法
成立・公布**
(令和6年6月)

背景・趣旨

- スマートフォンが急速に普及し、国民生活及び経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）の提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態である。
- 特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であり、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題があることから、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。
- こうした状況を踏まえ、スマートフォンの特定ソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する必要がある。

法律の骨子

（１）規制対象事業者の指定

公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模（※政令：年度における各月の平均利用者数4000万人）以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定する。

（２）禁止事項及び遵守事項の整備（事前規制）

特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、一定の行為の禁止（禁止事項）や、一定の措置を講ずる義務付け（遵守事項）を定める。

（３）規制の実効性確保のための措置

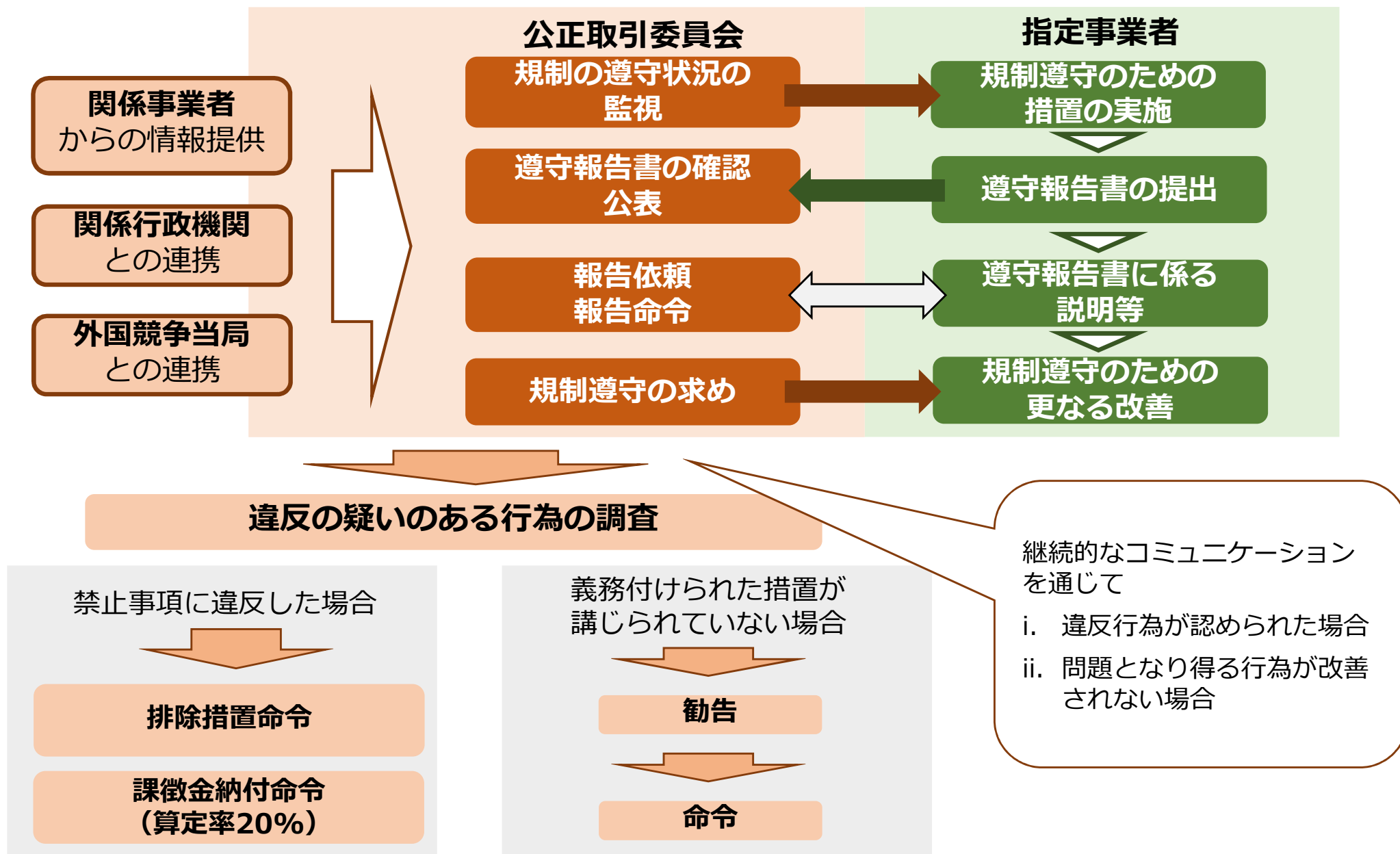
指定事業者による規制の遵守状況に関する報告、関係事業者による情報提供、関係行政機関との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令等の規定を整備する。

（４）施行期日

2025年12月18日予定（ただし、（１）に係る規定は2024年12月19日施行）。

禁止事項	指定事業者が取得したデータの不当な使用の禁止【第5条】	
	アプリ事業者に対する不当に差別的な取扱いや不公正な取扱いの禁止【第6条】	
	他のアプリストアの提供妨害の禁止	・アプリストアについて、自社のものに限定するなど、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならない。（※ウェブサイトからのアプリの直接のダウンロードを許容することまでは義務付けない）【第7条第1号】 ※ただし、セキュリティ、プライバシー、青少年保護等のために必要な措置であって、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合、当該措置を講じることができる（正当化事由）。
	モバイルOSにより制御される機能の利用妨害の禁止	・OSにより制御される機能について、他の事業者が、指定事業者がアプリにおいて利用する場合と同等の性能で利用することを妨げてはならない。【第7条第2号】※正当化事由あり
	指定事業者以外の課金システムの利用制限の禁止	・他社の課金システムを利用しないことを条件とするなど、他社の課金システムを利用することを妨げてはならない。【第8条第1号】※正当化事由あり
	アプリ内でのユーザーへの情報提供制限の禁止	・アプリにおいて、ウェブサイトで販売するアイテム等の価格や、ウェブサイトに誘導するリンクを表示することを制限してはならない。 ・ウェブサイトにおけるアイテム等の販売を妨げてはならない。【第8条第2号】※正当化事由あり
	指定事業者以外のブラウザエンジンの利用妨害の禁止【第8条第3号】※正当化事由あり	
遵守事項	検索結果の表示における自社のサービスの優先表示の禁止【第9条】	
	データの管理体制等の開示義務【第10条】	
	データ・ポータビリティのツールの提供義務【第11条】	
	指定事業者のサービスのデフォルト設定の簡易な操作による変更、他の同種のサービスの選択肢を示す選択画面の表示等の義務【第12条】	
	OS・ブラウザの仕様変更等の開示義務等【第13条】	

- 従来の独占禁止法の執行とは異なり、**指定事業者やアプリ事業者等のステークホルダーと継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を求める**新たな規制の枠組み



令和6年10月3日及び4日、イタリア（ローマ）において、イタリア競争・市場保護委員会の主催によりG7の競争当局及び政策立案部局のトップ等が出席する「G7競争サミット」が開催され、公正取引委員会から古谷委員長らが出席した。本サミットにおいては、デジタルとAI市場に関する様々な競争上の課題について、G7の競争当局のトップ等が議論し、具体的な成果文書として、「デジタル競争共同宣言」が採択された。

デジタル競争共同宣言の概要

◇ AIによるイノベーションの創出、経済社会への利益

- AIは潜在的に、
 - 生産性の向上
 - 企業及び消費者向けの多くの既存製品やサービスの変革
 - 市場への新しいイノベーション
 - 経済全てにわたるいまだ想像したことのない技術発展の実現を通じて我々の社会と経済に真の変革をもたらすと期待される。

◇ AIに関する競争上の懸念

- 市場支配への懸念
 - ⇒ AIが持つ特徴（規模と範囲の経済、ネットワーク効果など）が、新規参入を難しくさせる可能性
- 必須となる投入物のコントロール
 - ⇒ AI開発に必要な計算インフラ、専用チップ、データ、優れた人材等へのアクセスが障害となり、新規参入を困難にする可能性
- 自社優遇・抱き合わせ
 - ⇒ 消費者の選択肢を狭めるとともに、中小企業やスタートアップの新規参入のハードルを形成する可能性

◇ 競争当局等の役割

- 厳正でタイムリーな競争法執行
- デジタル分野に対応する当局の能力の増強
- 国際協力の強化
 - ⇒ G7当局等間の対話や知見を共有することで、AIやデジタル市場のグローバル化に対応

サミットにおける古谷前委員長の発言（抜粋）

◇ 生成AIを巡る政府全体の動き

- 生成AI技術の普及を経済発展のチャンスと捉え、生成AIを健全な形で経済社会に実装させるため、リスク対応とイノベーション促進の両立の観点から、リスクの大きさに応じた対策を講じ、AIの安全性を確保する方針で政策が検討されている。
- こうした大きな方向性を踏まえ、政府内に設置された「AI戦略会議」の下で、関係省庁が共同で生成AIに対する規制の在り方について検討が進められている。
- これらの政府の議論においては、公正競争という観点も重要なポイントとなっており、AI開発事業者に向けたガイドラインでも公正競争に関する項目が設けられている。

◇ 生成AIに関する実態調査（令和6年10月2日）

政府全体の動きを踏まえ、公正取引委員会は、生成AI技術の持つ潜在的な競争上のリスクを見据えつつ、我が国の生成AI関連市場における公正かつ自由な競争環境を維持し、更なるイノベーションを生み出す観点から、生成AI技術の持つ競争促進的な側面にも着目し、まずは、ニュートラルな立場から実態把握を行っている。

共通の視点

- ① 規制の対象を大規模なプラットフォーム事業者に絞る。
- ② 一定の禁止行為・義務付け等を定める事前規制による対応。

	[規制対象]	[規制枠組み]	[ルール整備の動向]
欧州委員会  DMA (デジタル市場法)	コア・プラットフォームサービスを運営するゲートキーパー (GK) に該当する 一定のデジタルプラットフォーム事業者	① 禁止行為 (自社優遇、抱き合わせ) ② データ利活用の確保 (データポータビリティ、相互運用性 等) ③ 合併の事前届出の義務付け	2022年7月採択 2022年11月発効 2023年9月DPF6社: (Google、Apple、Microsoft、Amazon、Meta、ByteDance) を GKとして指定 2024年3月: GKに対し法遵守義務の発生 2024年5月: Bookingを追加でGKとして指定
ドイツ 連邦カルテル庁  競争制限禁止法 第10次改正(第19a条) 第11次改正	複数市場をまたぐ競争について決定的な重要性 (paramount significance)を持つ事業者	禁止行為 (自社優遇や相互運用性の阻害 等)	2021年1月施行(第10次) 2023年11月施行(第11次) Google、Meta、Amazon、Appleを規制対象に認定 2024年9月: Microsoftを追加で規制対象に認定
英国 競争・市場庁  Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024	DMU(Digital Markets Unit) が指定する、市場での戦略的な地位(strategic market status)を有する事業者	① 法的拘束力のある行動要件 (Conduct Requirements) を策定し、義務内容を明確化 ② 競争促進的介入 (Pro-Competition Interventions : PCI) 等	2023年4月: 英国議会に法案を提出 2024年5月成立 2025年1月: DMCCAのうち、第1部 (デジタル市場)、第2部 (競争) 及び第5部 (その他) について施行
米国 連邦議会 (注)  American Innovation and Choice Online Act	一定の要件を満たす大規模なデジタルプラットフォーム事業者	① 検索、ランキング等における自社優遇を含む差別的取扱いの禁止 ② 自社が提供する他の製品・サービスの使用を他者に求めるような自社優遇の禁止 ③ 相互運用性の制限等の禁止	2023年6月: 米国議会に法案を再提出 (2021年6月に同様の法案が提出されたが、本会議での採決に至らず廃案となった。)

(注) 米国においては法案提出のほか、下記も行われている

- ・ 2024年3月、司法省等がAppleがスマートフォンの独占を不当に維持しており米国反トラスト法に違反しているとして訴訟を提起。
- ・ 2023年12月、epicのGoogleに対する私訴では、カリフォルニア州連邦地裁で、陪審員が、アプリストアや決済システムにおけるGoogleの独占とそれによる弊害を認める評決を下した。2024年10月、同連邦地裁は、Googleに対し、自社のPlayストアでサードパーティのアプリストアを3年間許可することなどを求める是正命令を発出。
- ・ 2024年1月、epicは、Appleの新たな手数料とルールについて、裁判所の差止命令に反して外部決済への誘導が制限されているとし、カリフォルニア州連邦地裁に申立て。2025年4月、同連邦地裁は、外部決済への誘導を認めるよう命じた判決に意図的に従わなかったと認定し、Appleに対して外部決済に手数料を課すことを禁じる新たな命令を発出。
- ・ 2025年4月、ヴァージニア州東部地区連邦地裁は、オープンウェブのデジタル広告市場に関し、Googleが米国反トラスト法に違反していると判断した。